

## 令和4年度第2回沖縄県犯罪被害者等支援審議会 議事録

1 日時 令和5年1月12日(木) 10:15～12:15

2 場所 沖縄県議会棟4階 執行部職員控室

### 3 出席者

#### (1) 委員(6名)

会長：矢野 恵美 (現職：琉球大学法科大学院 教授)

委員：池原 泰子 (現職：(公社)沖縄被害者支援ゆいセンター 犯罪被害相談員)

委員：吉元 なるよ (現職：沖縄県公認心理師協会 被害者支援担当理事)

委員：村上 尚子 (現職：沖縄弁護士会 犯罪被害者支援に関する委員会委員)

委員：樋口 美智子 (現職：沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 准教授)

委員：河井 由美 (現職：～犯罪被害者支援～ひだまりの会 okinawa 代表)

#### (2) 事務局(6名)

子ども生活福祉部生活企画統括監、

消費・暮らし安全課長、交通安全市民活動班長、担当主査、

県警察本部警務部広報相談課

4 公開・非公開の別 公開

### 5 議題

「沖縄県犯罪被害者等支援計画(仮称)」素案について

### 6 配付資料

- ・次第
- ・委員出席者名簿
- ・配席図
- ・資料1 第1回審議会における委員からのご意見に対する県の考え方
- ・資料2 「沖縄県犯罪被害者等支援計画(仮称)」素案
- ・資料3-1 地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る経済的支援の導入状況
- ・資料3-2 新たな経済的支援の検討に当たっての基本的な考え方
- ・資料3-3 新たな経済的支援の検討
- ・資料3-4 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領
- ・委員提供資料1 【矢野会長】他自治体の導入例
- ・委員提供資料2 【河井委員】現状と課題、具体的施策(案)

## 7 議事内容

### 【1 開会】

#### ○事務局（奥間課長）

ただいまから令和4年度第2回沖縄県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。司会進行を担当します沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課の奥間と申します。よろしくお願いいたします。大変恐縮でございますが、席についてご説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、年始のご多忙の折ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、委員の出席状況についてご報告いたします。沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則第3条第2項によりまして、審議会の開催は、委員の過半数の出席が要件となっております。本日は、白井委員がご都合により出席できない旨の連絡がありましたが、委員7名中6名にご出席いただいております。よって、開催の要件であります、過半数の出席を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして、本日の会議についてご報告申し上げます。沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条により、本日の会議は公開することとなっております、報道機関や傍聴者には既にお入りいただいておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。報道機関の皆様や、傍聴者の皆様におかれましては、会議の支障になる行為がございませんようご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、本日配付しております資料の確認をお願いいたします。

[資料を読み上げて確認]

それでは、以降の議事につきましては、矢野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 【2 議題：「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案について】

#### ○矢野会長

皆様おはようございます。新年あけましておめでとうございます。2時間と限られた時間でございますけれども、活発な議論をいただけたと思います。県で調べていただいた資料、委員の皆様からも意見をいただいておりますので、できる限りやれるところまでやっていきたいと思っております。

それでは、次第に沿って進めてまいります。本日の議題は、「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）素案について」でございます。はじめに、事務局より配付資料の説明を一括して申し上げます。

#### ○事務局（平良班長）

[資料1～資料3関連、委員提供資料1～2を一括して説明]

#### ○矢野会長

それでは、これからは委員の皆様からご質問や確認事項、あるいは意見交換の時間になりたいと思っておりますが、今ご提案がありましたように、時間が足りれば今日1回ですが、足りなけ

ればもう1回増やしてもよいといただいておりますので、遠慮することなくご意見を言っていただければと思います。

記録の関係上、ご発言がある場合は、挙手していただき、お名前を述べて、発言いただきますと助かります。

それでは、経済的支援は他の自治体の例も出していただいておりますので、別に議論したほうがいいのかと思います。それ以外の素案の総論・各論について見ていこうかと思いますが、総論・各論からやるのと、むしろ経済的支援のところを先に取り出すか、ご提案ございますか。

### ○河井委員

数字を詰めていくには時間が余りにも足りないと思うので、素案の内容について、この辺をもうちょっと追加して欲しいというところも私もありますので、その辺を議論できればと思うのですが。

### ○矢野会長

数字や、どれを取り入れるかということがかなり大きい問題になると思いますので、まず、素案の総論1ページから12ページまで、ご意見ありましたら、お願いいたします。

どうでしょうか。それでは、先に私から少し口火を切っておいて、皆様に他にも言っていただければと思います。

まず、SDGs(素案1ページ)のところ、ゴール5「ジェンダー平等」を入れていただきたい。特に性犯罪被害者の問題ですとか、先ほど来、DVのことがかなり出てきています。DVはもちろん女性が被害者には限りませんが、圧倒的に性犯罪もDV被害者も女性です。やはりその辺に配慮した施策が必要になると思いますので、ゴール5を必ず入れていただきたいというのが一つあります。

それと、先ほど来、親族間の犯罪の時にお金を払うかという話が出て、ここはまた経済的支援のところでご相談させていただければと思っておりますが、むしろ、他の国は家庭内の犯罪こそお金を払うべきだということになっています。もともと、なぜ親族間で支払わなかったかという、先ほども事務局からご説明いただきましたが、国の犯罪被害者給付金できた背景が、通り魔殺人と無差別殺人の方に全く何も支援がないところから始まったので、親族間が省かれていたという経緯もございます。現在は、国もだいぶ反対を受けて変わってきていますので、家族の方も入れていただきたい。

あともう一つ。犯罪の中で、加害者と被害者の関係性を見たときに、近い関係の犯罪もたくさんあるということを示しておく、親族間の犯罪が希なものではないことをご理解いただけるかと思います。加害者と被害者のどういう関係だったのかという全国のデータは犯罪被害者白書等にも載っておりますので、県のデータもあれば、それをどこかに入れていただくと、皆さん問題喚起ができるかと思っております。

あと、素案10ページに「米軍人等」と書いてあり、米軍人と米軍属でどう違うのか分からないのですが、広い方がいいと思います。

私から頭出しで続けて申し上げましたが、他の委員の皆さん、もしよろしければお願いい

たします。

### ○河井委員

大変大切な部分だと思いますけれども。資料1の22番「連携協力体制の整備」(5ページ)とありまして、ここで県警本部からコメントをいただいているのですけれども。「個別の事案内容や被害者に関する情報を共有することは困難であることから」ということになっていますが、連絡協議会の活動状況が全く公表されていないので、それをぜひ公にさせていただきたいと思っております。例としては、愛知県では、被害者支援連絡協議会設置要綱というものをきちんと提供していて、年に1回総会を開くとか、協議会を開くということがきちんと明記されていて、毎年の活動状況も発表されています。こういうことで、連携や情報が共有できないと逃げるのではなくて、きちんとどういうふうにしたら、情報共有ができるのかというところを議論していただけたらと思います。

### ○矢野会長

今即答していただかなくても構わないので、まず情報公開をしていただくのと、定期的を開催していただくことも大切かと思っているので、それを持ち帰っていただくということでよろしいでしょうか。

### ○事務局(奥間課長)

河井委員からのご意見につきましては、県警察とも意見交換しながら、持ち帰って検討したいと思います。

### ○矢野会長

少なくとも情報公開と定期開催はお願いしたいところです。どちらもそんな無理なお願いではないかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

その他にご意見ございましたらどうぞ。

### ○河井委員

各論の「雇用の安定」(素案16ページ)の項目の中で、14番までしかありませんが、15番に追加で入れて欲しいのが、「休暇制度の周知啓発」です。これが抜けているのではないかなと思うので、ぜひ入れていただきたいと思います。厚生労働省からも出ていますので、ホームページを見ていただければ分かると思います。

### ○矢野会長

他に何かございますか。

それでは、計画素案の各論プラス経済的支援を見ていきながら、もしまた気がついたこと等がありましたら、いつでも戻っていただければと思います。

各論に入っていきますが、まずは経済的支援以外のところで、先ほどの河合委員がおっしゃってくださった休暇制度のこのような、ご意見ございましたらお願いいたします。

### ○村上委員

素案 15 ページの番号 9、これはただ表現なのですが、「施策の概要」欄の「住宅のマッチング・入居支援等の取組を支援します。」は、「支援します。」ではなく、「支援の取り組みを行います。」とかではないかと思えます。

17 ページの番号 16 番「虐待ホットライン」について、予防早期発見は現在やっておられることで重要なことですが、「医療サービス・福祉サービスの提供」の項目に入る取組であるか疑問に思いました。もし、やはりここだということであればそこまで異論を言うものではないですが、少し気になったので、整理の仕方を検討していただきたいということです。

あと、31 ページの番号 70 「海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集」は、今、されているので書いているのだと思いますが、これはそのあと何に繋がるのか、何のためなのかということが分からなかったので質問です。

### ○事務局（奥間課長）

こちらは、所管部局に問い合わせ、後日回答したいと思います。

### ○矢野会長

要するに、その情報を調べるのはいいですけど、ここの被害者支援に関して言うと調べて支援したのかということになるかと思えますので、ご確認をお願いします。

### ○樋口委員

先ほどの連絡協議会とも関係するかもしれませんが、素案 29 ページのところに、今、更生保護においても被害者支援のことが追加されて、色々な情報提供だとかが更生保護施設等からもできるような仕組みになっていると思うのですが、その辺も、更生保護制度との連携協働とか、相談情報の提供がどこかに入っているかどうか分からなかったのも、そこも追加すると良いかと思いました。

それと、先ほどの連絡協議会のところは、おそらく加盟機関団体が多くて、個別のその支援時の状況の色々な相談体制含めたサポートだとかアドバイスみたいなことは個別に警察が主導してされているということだったのですが、その体制の情報がやはりよく分からないのと、専門的なサポートとかアドバイスが必要だと思われるので、そこは市町村を含めて、関係機関の仕組みづくりのところをするという明記が必要じゃないかと思いました。

### ○矢野会長

では、最初の方からいきたいと思います。

計画素案 29 ページの支援体制の整備、連携協力体制の問題ですね。連携協力体制の整備ですが、今、更生保護段階からの被害者の方への情報提供のことについて触れていないのではないかというご意見いただきました。そういう意味で言いますと、今の場合、警察段階・検察段階・裁判段階・刑罰段階と、段階ごとに情報提供を行っていると思うので、その辺を一括して連携しますと書く形で。情報提供主体が全部違うので、被害者の方はとても

大変だなと思っていて。自動的にはおそらく情報をくれないので、本当は一元化できたらいいのではないかと思いますけれど、それを県でやるのはなかなか難しいのかもしれないので。こういった機関がどんな情報を提供しているのかということも把握するというか、書いていただくことは可能でしょうか。どこかに書いてありますか。

#### ○事務局（大城統括監）

計画素案 29 ページの番号 63 番。県警察本部で主催する会議ですけれども、沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会、その関係業界に地方法務局、保護観察所、そういった国の関係機関も入っていますので、そちらとどういった連携ができるかというのは、警察本部に確認は必要だと思いますけれども、この 29 ページは基本的に県の機関の取組を列記しておりますので、その県の機関の取組の中で、当然県警も入っておりますので、その中で今のご指摘のあった情報共有とかですね、そういうものがもし可能であれば、そこを通して情報共有していただいて、また具体的な取組については、県庁内部で消費・暮らし安全課が主催する連絡会議がございますので、そこで情報共有できるのであれば、共有した上で、必要な取組につなげていく、というような形でできると考えております。また警察本部に確認をさせていただいて、後ほどご回答させていただきたいということで、お願いいたします。

#### ○矢野会長

要するに、司法手続きの段階ごとに情報を提供する国の機関が違うので、それを逆に言うと警察がすべてを把握しているわけでもないです。どこまで県が連携して、個人情報の問題はありますが、どういうふうに連携して、どういうふうに支援につなげられるか、ご確認いただいてよろしいでしょうか。

#### ○村上委員

被害者に対して情報を提供するツールが一つではないのということですよね。考えられるのは、例えば 60 番の支援アドバイザーみたいな方が、その後のアドバイスをしながら、手続きをその後ずっと一緒にやっていくことをしてくだされれば、本当に個人でやるのは難しいので、やり方としてはいいのではないかと思います。

#### ○事務局（奥間課長）

その辺りは、支援アドバイザーと協力しながら情報共有しておりますので、進めていきたいと思います。

#### ○矢野会長

この支援アドバイザーは、これからできるのでしょうか。

#### ○事務局（奥間課長）

今年度から新たに設置して、活動しております。

**○矢野会長**

ぜひそちらのご活動の内容も含めて、池原委員がお詳しいと思いますのでお願いします。

**○池原委員**

先ほどの個人の事件や被害者について、やはり警察に被害届を出さない被害者の関係だと思っています。その情報をどこが取って、被害者は役場に行っても、県に行っても繋がるという、これがそのアドバイザーの役割かなとも思っておりまして、要は被害者の実態を拾い上げていく役割も市町村と連携しながらできればと思います。各相談機関とも連携していきたいと思っています。

**○矢野会長**

支援アドバイザーの活動はものすごく大切なので、今どのような活動をしておられるのか、ぜひどこかでご報告いただければと思います。

**○事務局（奥間課長）**

資料を揃えまして、ご報告申し上げたいと思います。

**○矢野会長**

各自の方の支援プランみたいなものを、アドバイザーにお願いしたら大変ですよ、どうなるでしょうか。

**○池原委員**

各自の支援プランというのは、まだ具体的に見舞金制度もできてない中で、どんなふうにやっていくかはこれからの課題だと思っています。ただ、こちらとして考えているのは、やはりその埋もれている情報をいかに収集して、警察なのか、その見舞金関係でやるのか、弁護士との連携も含めて、とにかくいかに情報をうまく収集してつなげていくか、それをやるために、さっき言った支援の体系、どんなふうにやっていくかというマニュアルも作りながらやっていかないといけないと思っておりますけれども、これからですね。

**○矢野会長**

これからの経済的支援がどうなるかによると思いますが、要するに、おひとりの被害者の方が、色々な支援を受けることになると思います。その情報は誰が提供するのかということになってきて、県庁の中で、このお金はこっちで聞いてください、そのお金はこっちで聞いてくださいとなると、いわゆるその犯罪の被害のワンストップというのは全くできてないという話になると思うので、これからどういう支援ができるか、そのあとでいいと思いますけれども、被害にあって色々な支援を受けたいと思う方が一括で相談できる場所を考えていただければと思います。

### ○河井委員

沖縄県は、全市町村に犯罪被害者支援総合窓口が既に設置されていることは前回も話しましたが、それが基本的に機能してないというところが問題だと思うので、それは今後、県と連携しながら、研修等もやっていってもらえると思います。

また、先日いただいた「被害者支援ハンドブック」の第1章の13ページに「犯罪被害申告票」というのがあって、これに自身で記入をして、どんな事件概要なのかということ、この紙を持ち歩いて窓口を回れば、いちいち説明しなくてもいいという趣旨の様式だと思いますけれども、これ1枚もらっても心もとないのではと私は思っています。厚労省が資金を出して「途切れない支援を被害者と考える会」というところが、「被害者ノート」というものを作って発行しておりますけれども、これが被害に遭った瞬間から、お会いした警察の方とか弁護士さんとか、マスコミの関係者とか、また病院の先生とか、色々な情報をこの1冊のノートにまとめましょうという内容になっています。できれば、こういうものもぜひ窓口で活用していただければとすごく思っています。

### ○池原委員

河井委員のご提案のように、この先日ちょうど交通事故の關係の「被害者ノート」も手に入れまして、今、ゆいセンターと総合窓口で保管しております、それを今後活用していきたいと考えております。

### ○矢野会長

被害者の方が欲しい情報が集約されたものがあるといいなと思います。おそらく今の河井委員が言ってくださった「被害者ノート」には、大分厚いので色々なことが書いてあると思います。

残り30分ですが、他にございますか。あとでご案内があると思いますが、今の総論・各論で言い忘れたということは、メールを事務局にさせていただくこともできます。

それでは、経済的支援に入っていきたいと思います。予想しておりましたが、やはり今日では終わらないかと思しますので、経済的支援の頭出しで検討していきたいと思います。資料3-3を見ながらやっていきましょう。県では、ここに書いてあるものに関して少なくとも、導入検討していただけるということでしょうか。

### ○事務局（奥間課長）

国からこういった見舞金の導入について要望がございますので、県としても今後検討していきたいということで掲げております。

### ○矢野会長

基本的に、資料3-3は導入を検討していただけるものであると。これを見た後に、資料3-3にはないけれども、例えば沖縄県の特徴で言うところの旅費とか、そういったところを検討するというようにしていきたいと思います。

それでは、まず見舞金のところから見ていくということによろしいでしょうか。金額の間



題もありますが、条件的なことですね。先ほどもありましたが、おそらくこの見舞金の条件の話でいうと、前回のご提案にも委員の皆様からあったように、県内に住所を持っていない方の問題というのがおそらく沖縄県ではとても大きいかと思います。ここについていかがでしょうか。今、資料でご提案いただいているのは、他の自治体を見て、見舞金の中の対象者が県内に住所を有するものとなっているのですけれども。前回、委員の皆様からもご提案がありましたように、沖縄に観光にいらして被害に遭う方がやはりいらっしゃいますが、その方達は沖縄県では対象にしないのかというのが一つ大きい問題かと思います。この辺、ご意見ございますか。

ちなみに、米軍の方は、基地の中は沖縄県ではないかもしれないけれども、沖縄にいれば見舞金の対象と考えるのでしょうか。要するに基地に住んでいる方が被害に遭うこともあると思います。例えば、そのケースはどう考えておられるのでしょうか。

#### ○事務局（奥間課長）

基本的には、米軍人等事件に関しましては、所管課から情報を受けているところでございます。

#### ○矢野会長

要するに基地の中で起こった犯罪であれば、恐らく日本が管轄する必要はないのかと思うのですが、基地に住んでいる方が基地の外で被害に遭われた時は対象なのか、ということも含めて確認いただいてよろしいでしょうか。

#### ○事務局（奥間課長）

こちらに関しましては、今のところまだ調整をしていないところでございます。所管部局と調整しながら進めていきたいと考えております。

#### ○吉元委員

今のケースに関連して、私がお会いした被害者の方で、米軍人・軍属のご家族が基地以外で被害に遭われた方がいて、そういった方たちは警察に通訳もいるので、そこら辺の支援だとか、あとは領事館の方が大分サポートされていたので、もしかしたら領事館の方たちの協力もあるといいのかもしれない。

#### ○矢野会長

事実関係も含めて、後でご確認いただくということでもよろしいでしょうか。

その他、県内に住所をお持ちでない、例えば日本国籍の方や観光客の方、その辺については皆様どのように考えますでしょうか。事務局で持ち帰ってご検討いただきますけれども、この審議会として、どのようにお考えになりますでしょうか。

#### ○池原委員

対象者は、県内で発生した事件事故は全てということで解釈してよろしいでしょうか。

○矢野会長

やはり、観光県をうたっている以上は観光にいらして被害に遭われた場合、犯罪地が沖縄であれば対象にするというのも一案かと思いますが。

○事務局（大城統括監）

お配りしている支援計画素案の中の、総論に入る前の用語の定義の「犯罪被害者等」において、今おっしゃられた観光客が対象になるかなど、基本的な考え方を示しております。

○矢野会長

各施策によって対象者は変えてもいいと書いてあったかと思うのですが。

○事務局（大城統括監）

それぞれの施策について、それぞれの所管する部署で、その施策の支給要件や構成要件は整理いたします。

○矢野会長

犯罪地が沖縄であれば、住所が沖縄でない方もこの見舞金の時に対象にさせていただけるといい、というのが今の池原委員と私の確認・要望なのですが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

○村上委員

この見舞金や経済的支援は、どのくらいの予算組みをして、どの範囲で払えるかということがありますが、審議会としては、当然あらゆる支援を厚くしてもらいたいという思いはあります。被害者の数が多くなると見舞金額が少なくなるとか、対象としたらどのくらいになるのか、ということを経済的に考えるのかと思います。今日あまり時間がなく、次回もあると思うので、この経済的支援を考える上で、論点として、この対象者を誰にするのか、どこまで見舞金だけに含めるのか、それ以外の細かい項目ごとの支援をやるのかとか、何の論点をこの審議会で決めていかないといけないのか、ということを確認して、検討していった方がいいのかと思っています。いくらでも予算は潤沢に使っていいのであれば、もちろん厚く多くということなのですが、その点をどう考えるかというのは、事務局からのご提案も必要なのかなという気もしております。

○矢野会長

具体的にはお金の問題になるので、例えば見舞金を幾らにするとされたときに、私たちは皆できる限り一番高いのがいいと思うと思います。なので、細かい金額に関しては、もちろん県で最終的に調整していただくということになると思うので。この審議会では、その方向性だけ、皆さんで話して、例えば沖縄県で起こった事件であれば沖縄の住所がない方であっても対象にした方がいいと私たちは方向として思っているというような形で、お伝えすることによってよろしいでしょうか。でもやはりできませんと言われるのはちょっと困るなど

思うのですけれども、ひとまず方向性を決めていくという感じでよろしいでしょうか。

### ○事務局（大城統括監）

詳細な議論をこちらの審議会の中でというのは、やはり限られた時間ですから難しい面もあります。今回この経済的支援について、審議会の委員の皆様のご意見をお伺いしたかったことに、素案 14 ページの施策番号 4 番「犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の検討」の記載内容が「調整中」ということで、「施策の概要」の表現をどういった形で記載した方がいいのかということ、事務局で考えているところでございまして。各県の記載状況を見ると、「犯罪被害者等の経済的負担に向けた取り組みを推進します、検討します。」として見舞金などの具体的な経済的支援は触れずに、総論的な表現で記載し、実際の具体的な取組は事務局において取り組んでくという計画の書きぶりをしてございます。中には、「見舞金について支給を検討します。」とか、具体的な経済的支援の名称を書き込む形で、計画に盛り込む県もございます。沖縄県の場合は、どういった形でこの表現をした方がいいのか、各論的な記載の方が適当だなどございましたら、お聞かせいただければと思います。

全てできれば一番望ましいですけれども、予算について財政部局と調整もございまして。全てそれで支援ができるというのはやはり難しい面もございまして、先ほど資料 3-2 でお話させていただいたような形で、ある程度の優先順位を付けて、経済的支援の中でも重点的に取り組んでやっていきたいというのが、今、事務局として考えているのが具体的に見舞金です。警察庁からもそういった取り組みを進めるようにというような要請もございまして。ただ、それが今の貸付金とか再提訴費用、弁護士費用、様々なそういった経済的支援のお話も出ましたので、その中でそういったものを優先的に取り組んで欲しい、というご意見をいただければ参考にさせていただきたい。

この計画素案の「検討中」の部分も、文言を整理したいと思っておりますので、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。より具体的な支援については、また審議会の皆さんに、ある程度事務局で案を作った段階で、色々ご意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

### ○矢野会長

今おっしゃったことは分かったのですけれども、ただ結局あまり抽象的なことをここで決めても意味がなくて、やはりどんな人にどんなお金を届けたいかというのは、審議会としてのこういうふうにあって欲しいというところは、できれば聞いていただきたいなと思うので、もしそれがもう少し具体案を出してからの方がいいということであれば、それは次回でも構わないのですけれども、どうでしょうか。

### ○事務局（奥間課長）

具体的には、どういった形で見舞金なのか、転居費用等の助成なのか、細かい内容につきましては、また今後の審議会でお話し合っていければいいのかと思っております。

それから、見舞金の導入については、国の第 4 次基本計画の施策の中で要請がされているところがございます。

○矢野会長

そうしましたら、今日時間も限られていますので、見舞金の導入の可能性は高いということなので、見舞金のことをもう少し検討するか。例えば精神的な被害にも出すかなど、性犯罪の方は完全にここが必要だと思うので、そういったことを残りの時間で議論した方がいいのか。それとも、例えばここにはないけれども入れて欲しいと思うようなものを今日ご提案しておいて、次回それを具体化していただく方がよいでしょうか。

○事務局（大城統括監）

県計画の施策名の書きぶりですが、他県の例として、例えば栃木県であれば「犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の検討」と具体的な経済的支援は盛り込まずに、少し総合的な形での書きぶりです。熊本県の場合だと「犯罪被害者等に対する見舞金の給付」と具体的に見舞金という経済的支援の名称を記載しており、高知県では「新たな経済的支援制度」として「生活支援の補助」という具体的書きぶりで計画の中に盛り込んでいます。沖縄県の場合は、そういった書きぶりをどのような方向でやった方がいいかご意見をいただければと思います。

○矢野会長

それでは、素案で空欄になっている14ページの番号4番「犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の検討」に関して、ふわっとした感じで書くか、もう少し細かくこうゆう支援と書いたほうがよいか、その点についてご意見ございますか。

○村上委員

それはもう、きちんと書いた方がいいと思います。書かなければ、条例と同じで、今後検討しただけでは何のための計画なのかとなりますので。見舞金はもう必ず実現させるということであれば見舞金。そして、県からいただいている審議のポイントの資料3-2のその他のものも見舞金に含めるということでもいいのか、それとも他の項目、見舞金以外の項目を入れるのかというところを、この審議会の意見として議論した上で、これは必ず入れるべきということであれば、見舞金及び何らかの支援と、それ以外にももっと広げられるように、その他についても検討していくなどにすべきではないかと思います。

○矢野会長

おそらく全員そうかと思います。

○池原委員

資料3-3の2ページに貸付金のこと書かれておりましたが、見舞金制度と貸付金制度のどちらかになっているということでした。貸付金となるとまた返さないといけない、やはり一旦もらったものを返せば非常に大変なことが色々あると思うので、貸付金制度より見舞金制度でやっていただければと思います。

### ○矢野会長

貸付金は、生活保護を受けているから駄目だというのは厳しいなと思ったりもしました。どちらかじゃないといけないのかという議論はあるかと思うのですけれども。まずは少なくとも見舞金はぜひ入れていただきたいということで、もう少し対象も次回議論させていただきたいと思いますし、その他おっしゃったように優先順位を付けるかどうかなど、どういうふうにつけていくかは別として、おそらく見舞金だけと思っている委員はいないと思うので、もう少しこの辺を入れて欲しいということをお話し合っていくということによろしいでしょうか。

では、まずこちらに投げられたものとして、計画素案 14 ページの施策番号 4 番について、抽象的に書くのか、具体的に書くのかということに関しましては、ぜひ沖縄県については、具体的に書いていただければと思っています。そして、最終的には、今後見直すとか、もっと広げる可能性も議論していくみたいなことも書いていただければと思っています。ここに今挙げたらもうそれしかできませんということではなく、ぜひ議論して、もっと広めていく可能性もありますというふうに書いていただければと思っています。

では、次回、おそらくもう少し具体化したものを出していただくことを想定して、ここに今上がっていないもので、ぜひ検討してもらいたいというものがございましたら、お願いします。資料 3-3 の給付方法が 3 ページなので、1~2 ページの支援内容を見ていただいで、ここにはないけれども、次回ぜひ検討して欲しいというところございますか。

### ○河井委員

金額云々よりも、先ほどから話に出ているように、県内と県外をまたいだ事件というのは沖縄にたくさんあるので、その際に、この給付対象者をどういう範囲にするのかという。例えば、親が沖縄県に住んでいて息子は東京の大学行っているとか、そういうことも普通にあることなので、そういった場合の県に住所がないと給付対象にはならない、ということになってはいけないと思います。その辺の遺族の範囲をどう考えるのかというところが、もう少し議論が必要かと思います。

### ○矢野会長

ここはぜひご検討いただいて。今、ご遺族のお話ありましたけれども、実際に被害に遭われた方、帰省してきて、住所は県外だけれども、こちらで被害に遭った沖縄県出身の方は対象にならないのか、とはやはり思いますよね。

他にございましたらお願いします。

### ○村上委員

先ほどご説明もあったように、生活支援で県がやっているところはないと。市町村ということですが。実際のところ、県内の市町村で犯罪被害者の支援ができていっているところは今ないので、例えば、生活支援自体はできなくとも、その部分について、市町村にするよというふうな経済的何らかの市町村への補助みたいなものがあると、とてもありがたいのではないかと。実際のところ被害にあって、家庭内の家事・育児・介護自体もできずに、掃

除もできないというような状況の被害者の方はたくさんいらっしゃるので、その支援をつなげられるような県にできることを何か検討していく必要があるのではないかと思います。そこをどう入れるかは難しいのですが。

### ○矢野会長

前回の審議会にも出ましたが、自宅が犯行現場であったような時の様々なことや、あとは全く家事ができないとか、そういう方はたくさんいらっしゃると思います。今、村上委員からもありましたように、ではそれを市町村とどう分けるのかということになると思うのですが、ここでずっと問題があったように、現在、沖縄県に被害者支援関係の条例を持っている自治体がないので、今ここで書かないとそれは、将来お願いしますねということで終わってしまうんですね。その何が怖いかというと、支援を受けられる自治体と受けられない自治体があるのがやはり一番心配なところです。だから将来的に、例えば県と市町村でお金を持つ部分は分けるということはあるとは思いますが、今県が書かないとどこもやらないのではないかとすることが心配なので。生活支援のところは本当にお金の問題で、どこまで取り入れていただけるか分かりませんが、審議会としては、やはりご検討いただきたいということで、次回、何かご提案いただくと良いかと思います。

あとは、裁判支援のところ、これも河井委員も前回言ってくださったところですが、やはり離島を抱えているということ、あとは高等裁判所に行った時点で福岡に行かないといけない。もちろん最高裁は東京にしかありません、これは他の県も同じですけども。こういうことを考えると、裁判支援の中に、旅費の問題はご検討いただくといいかと思います。今、国の制度としては、被害者参加する場合には考慮されますが、そうでない場合は全く国ではサポートされていないので、すごく大きい。離島の方であれば、まず地裁に来るのに飛行機に乗らないといけないですね。沖縄県の特徴としては、この裁判支援の中で、その旅費はご検討いただいてもいいのかと思っています。

他に検討いただきたいということがございましたら、お願いします。

### ○池原委員

ちょうどこちらも沖縄特有かと思いますが、やはり渉外官の通訳の費用ですね。警察が関わっていれば当然警察を使いますが、そうじゃない人達もいます。そういう場合の通訳に伴うものです。

### ○矢野会長

これは本当にお願ひしたいところです。加害者が日本語を話せない場合もありますし、被害者が日本語を話せない場合もあるので、この通訳問題は沖縄の特徴としては、とても大事じゃないかと。法廷通訳している方達がたくさんいらっしゃり、名簿がありますので、例えば県で名簿を持っていて、そういう方達と連絡していただく。できれば通訳費を入れていただきたいですけども。県の特徴として、そこをご検討いただければと思います。

### ○樋口委員

先ほどの支援方法のところ、本来はやはり身近な暮らしの場である市町村での相談窓口や申請窓口があるということが、本来とも思われますけれども。被害に遭った方達の現状としては、やはり逆に身近なところで色々な手続きをすることの抵抗があったり、相談しにくいという状況もあると思います。それで、基本的な方針としては、ワンストップで色々な手続きができたり、支援がきちんと繋がるのが重要ですけども、まだ市町村の体制が整っていなかったり、色々な対応のことの研修も十分でない現状からすると、当面はといいますか、県が直接に支援をすると、徐々に市町村へ移行するということが現実的なことかなとも思いました。やはり、身近なところで相談できるメリットと、しにくいデメリットというのが現状としてはあるのではないかと思います。

### ○事務局（奥間課長）

事務局としましても、住民に最も身近な基礎自治体であります市町村の取組が非常に重要ということで考えております。県としましては、条例の第12条の規定に基づきまして、市町村の実施する犯罪被害者等支援の施策について、条例制定に関する情報提供、あるいは技術的な助言その他の必要な協力を行っていく所存でございます。今後は、主管課長会議でありますとか、担当者連絡会議を開いて、より効果的な情報提供や連絡調整を実施して助言等を行って参る所存です。

### ○村上委員

私が先ほど申し上げた生活支援の関連で樋口委員からの意見もあって、やはりこれをやってください、作ってくださいでは、本当に市町村は難しく、例えばまずは県がやって、でも本来は市町村がやるものなので5年を目処に全部市町村に移行していく、というようなそういう姿勢でやらないと、おそらく条例作ってくださいよ、何とか必要ですよと言っても、なかなか市町村は難しいのではないかと思っているの。やり方としては、県ができるところはやって、でもそれは本来市町村なので、市町村に移行していくような方向性で計画内容を作っていく必要があるのではないかと思います。

### ○矢野会長

例えば、象徴的なのですが、兵庫県の明石市は日本で一番先進的な制度を持っていると言われて一方で、県はほとんどなく、明石市の状況を見ているという感じです。沖縄県は一つもないので、やはり県がイニシアチブをとっていく必要があるかと思っております。

他に何か言っておきたいことございましたら、お願いします。

### ○河井委員

支援金の支給について、パートナーシップ宣言を行っている自治体について、どういうふうに含まれていくのかということですが。沖縄県では、「沖縄県性の多様性尊重宣言・美ら島にじいろ宣言」というのが、実際に令和3年に発行されているので、そういうことをも含めつつ、きちんとパートナーシップについても考えてもらえたらと思っております。

### ○矢野会長

あとは、県でパートナーシップを作るのを待って、それまでは支給しませんというわけにはいかないのです。ぜひ、今、河井委員がおっしゃってくださった県の宣言がありますので、その趣旨を汲んで、ぜひ同性パートナーも見舞金の対象として。要するに事実婚が同性パートナーを含むか含まないかというのは、今、訴訟も色々起こっているところで、回答が法律に書いてあるわけではないので、人権を尊重する方向に県が解釈することに問題はないので、そのこと自体が問題になることはないし、実際導入している自治体もたくさん調べてくださってたくさんあるので、同性パートナー含むかという話もぜひここは議論いただく。ただし、パートナーシップがあればパートナーとしている人とできるのですが、制度が無い時点で、事実婚と同様な同性パートナーをどうやって認定するかという問題が出てくると思います。でも、それこそが自治体が色々把握している情報を使えるのではないかと思います。住民票で対応する自治体等あり、その辺は自治体の強みなので、自治体で確認できるようなことで、できたらいいなと思っています。

あと、遺児の方への給付を出している自治体がありまして、沖縄はやはり平均収入が低いので、遺児の方へのものがあるかというのがあるかなど。教育の機会が奪われる、やはりお子さんはお金がないと教育が受けられないのが残念ながら日本の現状なので、もし許すのであれば、遺児の方への寄附というのはご検討いただいてもいいかと思っています。

### ○河井委員

民間支援団体への援助という項目（素案 28 ページ）があると思いますが、警察庁の白書においては、「民間支援団体等」という「等」というところには、「犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が主催するシンポジウムや講演会のうち、その意義に賛同できるものについてはその効果の波及性も踏まえて、後援していく。」と書いてあります。これは白書なので、自治体の例としては、いのちのミュージアムの主催のメッセージ展を行ったとか、犯罪被害者ネットワークハートバンドの主催の全国大会を後援した、というふうに書かれているのですけれども、ぜひ民間団体のところに、その他民間被害者団体でもいいですし、その他民間支援団体でもいいので、ぜひ今後もメッセージ展とか色々県と協力してやっていきたいと思っていますので、文言を入れていただければと思っています。よろしくお願いします。

### ○矢野会長

民間支援団体への経済的支援というのは、現在、県は行っていますか。

### ○河井委員

センターさんに協力してやっていらっしゃると思うのですけれども、その他の民間支援団体というのは、特に何か予算をつけて欲しいというわけではなく、そういうところで後援をしたり、協力していくということをもう1項目設けていただきたいと思います。

### ○事務局（奥間課長）

県では、被害者週間や、それから市町村でのパネル展を実施しているところであります。



て、今後も被害者団体と連携・協力して取り組んで参りたいと考えているところです。素案の28ページ番号59番「民間支援団体の活動に対する支援」としまして、施策の概要ですが、「民間支援団体の意義や活動について、県民や事業者、関係機関・団体へ周知するとともに、活動基盤の強化に協力します。」と、「県警察では、犯罪被害者等早期援助団体の財政的・人的基盤の確立及び各種活動に協力します。」ということで、県警察と連携しながら、今後も引き続き協力や支援をしていきたいと思っております。

**○矢野会長**

河井委員のご提案としては、ここにもう少し書き込んだ方がいいということでしょうか。

**○河井委員**

民間支援団体等という「等」だけを入れていただくだけでも全然違うので。国は、早期民間支援団体とその他民間支援団体等となっているので、早期支援団体と民間支援団体を分けて考えています。資料の中に、民間支援団体の下に早期支援団体の説明書きがどこかのページにありましたが、その早期支援団体と民間支援団体がごちゃ混ぜになっている感じがするので、それをきちんと分けて書いていただきたいという趣旨です。

**○事務局（奥間課長）**

早期援助団体であるゆいセンターだけではなく、条例の定義にあります通り、「その他犯罪被害者支援を行うことを目的とする民間の団体」も含むということと考えております。

**○矢野会長**

他にございますか。

それでは、これは沖縄弁護士会ともご相談ですけれども、児童虐待が、すごく気運が高まってきたことも相まって件数がとても上がってきていますが、児童虐待の被害に遭った子どもに、弁護士さんについてもらうことは難しいでしょうか。それ自体はもうやってらっしゃるのでしょうか。

**○村上委員**

子ども自身からの相談を受ける相談ルートもあります。その後の民事だと訴訟能力がないので、法定代理人がやらないといけません。刑事だと被害者本人の被害者参加とかをすることになりますか。

**○矢野会長**

要するに、取引や捜査段階で支援してくれるような。

**○村上委員**

親が加害者の場合ということですね。

○矢野会長

弁護士について一括して書いてあるのですが、その子どもさんが親族から被害に遭っているときに、子どもさんをサポートしてもらうように弁護士さんをお願いできるような費用があったらと思っているので。ここにおそらく含まれると思うのですけれども、弁護士会と協力してということになるとと思いますが、こちらも検討いただければと思います。

それでは、総論・各論、あと今日の議論で言い忘れたということがありましたら、事務局にメールしていただくということをお願いします。次回は、経済的支援でもう少し事務局から色々出していただいて、それをまた皆さんで検討させていただくということでタイムスケジュールも含めて、これから事務局とご相談いただければと思っています。

では、次回に向けて事務局に一度お返しいたします。

【3 その他（事務連絡）】

○事務局（奥間課長）

矢野会長、委員の皆様、ありがとうございました。

最後に事務局から事務連絡がございます。

○事務局（平良班長）

それでは連絡事項3件ございます。

まず1点目です。書面での追加のご意見の提出についてのお願いです。本日の会議の中でご発言できなかったご意見等ございましたら、こちらは追って書面の提出をお願いしたいと思っております。後日、事務局からメールでお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

2点目です。公表用の議事録の確認ということで依頼をさせていただきます。本日の会議結果は、県の「附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、公表するという事になっています。後日事務局の担当から、委員の皆様へ議事録の確認の依頼をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3点目です。今後の進め方スケジュールにつきまして、1月から2月にかけて計画素案のパブリックコメントを行い、3回目審議会は3月頃の開催を考えておりますが、改めて事務局の担当から、委員の皆様へ詳細についてご連絡させていただきます。

連絡事項は以上です。

○矢野会長

まだ詰まっていない段階で、パブリックコメントにかけたら困ると思いましたが。

○村上委員

審議会の意見が、特に重要な経済的支援の枠が埋まっていないところで、パブコメにかけるのでしょうか。

○矢野会長

3回目で詰めた後に、パブコメをしていただいたほうがよいというご意見ですよね。

**○事務局（奥間課長）**

その辺りにつきまして、内部で調整して、改めてご案内させていただきます。

**○矢野会長**

今日で議論が終わりませんでしたので、今、村上委員がおっしゃったように、今日議論になった例えばこの素案 14 ページの番号 5 番の調整中のところを、具体的に今日お願いしたいということだったので、ここを空白のままパブリックコメントはかけにくいかと思いません。

**○村上委員**

一番ここが、メディアの方の注目もありますし、県民も注目しているところなので、ここを審議会でどういう内容を書くのかを固めないといけないと思います。

**○矢野会長**

それを持ち帰っていただきまして、その他に足りなかった意見については書面で皆さん宛に送るということによろしいでしょうか。

**○事務局（奥間課長）**

承知いたしました。後日、ご連絡させていただきます。

**【4 閉会】**

**○事務局（奥間課長）**

それでは、以上をもちまして、令和 4 年度第 2 回沖縄県犯罪被害者等支援審議会を閉会させていただきます。本日はご多忙の中にも関わらずご出席いただきまして、ありがとうございます。